セッションE「アリストテレスを受容する：18世紀啓蒙の一契機」

世話人：網谷壮介（獨協大学）

報告者：小谷英生（群馬大学）、関口佐紀（早稲田大学大学院・博士後期課程）

討論者：稲村一隆（早稲田大学）

本セッションでは、ジャン・ジャック・ルソーとクリスティアン・ガルヴェがどのようにアリストテレスを捉えたのか、とりわけアリストテレスの僭主制と専制の区別に着目し、検討を行った。

関口報告では、ルソーがアリストテレスによって付与された僭主の定義とは異なる定義を提示した点に着目し、それがどのような意義をもつかを検討した。アリストテレスの影響を受けて定着した「自分の利益のために統治する者」としての僭主像とは異なり、ルソーは「善い君主か悪い君主かを問わず」王権の簒奪者が一様に僭主であると述べた。さらにルソーは僭主が「王権の簒奪者」でありながら法に則した支配を行いうるのに対し、専制君主は法を逸脱した支配を行う「主権の簒奪者」であるとしてその区別を明確にした。以上のような僭主と専制君主の定義の精緻化に着目した関口報告は、ルソーの枠組において「善い僭主」が存立する可能性が生じることを指摘し、その制度化構想を独裁官のうちに見出す解釈を提示した。この解釈によれば、ルソーは王権と主権の簒奪を区別することで、独裁官による単独での強力な執行権の行使を容認する一方、立法権の侵害を決して容認しないという制度上の原則を示したのであり、このことは古来の伝統的な語彙を換骨奪胎したルソーによる西洋政治思想に対する貢献であった。

討論においては、独裁官を僭主と同一視する解釈の妥当性が問われた。これに対する応答では、ルソーはたしかに両者を異なる文脈で論じているが、両者はともに強力な執行権を掌握する単独者でありながら法に従って執行権を行使する者であり、肝心な点は法に従った執行権の行使（独裁官、僭主）と法の逸脱・人民主権の侵害（専制君主）の区別によってルソーが何を批判するかが明確になった点にあることが確認された。また討論者からは、ルソーが僭主と専制君主を独自に定義するとき、具体的にどの国のどのような制度を念頭においているのかについて質問が寄せられた。これについては報告者から、僭主政批判としてジェノヴァによるコルシカの植民市支配やフランスの摂政政治が考えられること、また専制批判としてヨーロッパの諸君主国とそれを支えるホッブズやグロティウスらの理論への批判、共和国ジュネーヴにおける人民の立法権の侵害などの事例が挙げられるとの応答があった。さらに古代のアジア的隷従のイメージとルソーの認識の相違を問う質問もなされ、今後より議論が進展していく可能性が感じられた。

小谷報告では、カントやシュロッサーといった周辺の思想家に触れつつ、クリスティアン・ガルヴェの『政治学』翻訳の意義について、とりわけ「専制」概念に着目して議論がなされた。内容としては①ガルヴェ訳『政治学』の性格が、とくに同時期に出版されたシュロッサー版と比較しつつ説明され、②『政治学』をたたき台として、ガルヴェが「専制」について、どのように理解していたのかを考察された。そのうえで、③ガルヴェ版『政治学』注釈に掲載された「奴隷制と古代の専制」が取り上げられ、ガルヴェが『政治学』のどこに限界を感じていたのかについて分析がなされた。「奴隷制と古代の専制」においてガルヴェは、18世紀末のドイツにおいては古代ギリシアにおいては奴隷が担っていた苦役に自由民の一部が従事しており、それが貧困問題と社会的隷属をもたらしていることを指摘している。そして、このような状況はアリストテレスの国制論では対処できない問題をはらんでいることが示唆されている。このことが、一方で『政治学』に対する失望をもたらし、他方でアダムスミス『国富論』翻訳へと向かう動機づけを与えたのではないか、というのが小谷発表の仮説であった。

小谷報告に対するコメントのなかでは、カントやガルヴェの「専制」概念にあっては、アリストテレスの主人的支配と家政的支配が区別されておらず、本来主人的支配を意味する「専制」概念の意味内容が（家父長制批判というかたちで）家政的支配にすり替わっているのではないか、という指摘がなされた。これは非常にクリティカルな指摘であり、実際に18世紀末の議論においては主人的支配／家父長的支配の区別が消失している。しかしそれはカントやガルヴェの無理解というよりも、古代ローマや中世の議論を経た概念上の変容である可能性がきわめて高い、というフロアからのコメントもいただいた。

他にも、両報告者に対して、フロアからは次のようなコメント・質問をいただいた。アリストテレスでは市民の審議や統治の能力の有無などが問題になっていたが、18世紀に受容されたときにはそうしたことはなぜ問題にならなかったのか。終身独裁官と良き僭主の問題として、ルソーのカエサル評価に着目するとどうなるのか。18世紀のアリストテレス受容について考えるにあたって、倫理学について触れないのは不十分ではないか。その関連で、ポリツァイ学の確立においてアリストテレスの幸福主義が果たした役割もあるのではないか。以上のような指摘は、アリストテレスの専制・僭主制に着目して18世紀の受容のあり方を検討するという、当セッションの射程範囲の狭さに起因するところと思われる。しかし、18世紀のアリストテレス受容を問題にするにあたって、否定的に評価される専制・僭主制という支配形態に焦点を絞ることで、ルソー、ガルヴェにおける受容の一定の傾向性（偏向性）を明らかにすることができたと確信している。